

本書は、アメリカの弁護士の手でではないにしても、一部の弁護士の生き様を仮借なくえぐりだしている。元最高裁長官山口繁氏は、「リーガルプロフェッションの行方」（法の支配・2004年4～7月号）の中で、アメリカ弁護士の間で、金儲け主義が横行し、リーガルプロフェッションが危機にあると指摘されていた。

アメリカを揺るがしたウォーターゲート事件（1972）やエンロン（2001）・ワールドコム（2002）の不正経理に起因する倒産には多くの弁護士が関与していた。彼等は、品性も下劣（ウォーターゲート事件でのニクソンと補佐官達の会話）だし、嘘をついたり、不正を行うことにためらいはなかった。本書に登場する弁護士は、その延長線上にあるように

思う。本書には、これでもかというほどアメリカの弁護士の病理が盛られている。その一部を紹介する。

- ・ 証拠開示に応じないどころか、隠蔽・改竄・不提出を平気で行う。当事者主義の名の下に、勝つためには手段を選ばず、相手方を消耗戦に引きずり込む（第3章）。

- ・ 被告企業の代理人の報酬は、タイムチャージであり、それは「詐欺を働く豊富な機会」なのである。クリントン大統領の法律顧問であったウェブスター・ハッベルは、100万ドル以上の架空請求（詐欺）を働き、禁錮21月の判決を受けている。タイムチャージが「法の世界の錬金術」であることを示している（第4章）。

・アメリカの社内弁護士は、ひたすら、会社の走狗となって会社の利益に奉仕する（第5章）。彼等が会社の方針に異議を唱えた場合、待っているのは解雇である。しかも、弁護士・依頼者間の守秘義務のため、彼等は解雇無効の裁判すら起こし得ない。会社は安心して弁護士を解雇できるのである（第5章）。

・アメリカの弁護士の貪欲ぶりは、桁違いである。そのためには事件漁りを厭わない。有名なローヤーズ・ジョークに、「犬と弁護士の違いは何か。犬は救急車を追いかける止め時を知っている」というのがあるが、それを地でいく弁護士。過大請求、常軌を逸した事件の勧誘、利益相反の可能性があっても受任する巨大ローファーム等々（第6章）。

・平気で嘘をつく。「Liar、Lawyer」というアイロニー・ジョークもある。真実

義務など糞くらえとばかりに、虚偽の主張をすることにためらいがない。そして、それらの嘘にzealous advocacyの名目でお墨付きを与える法曹倫理の教授たち（第8章）。

・依頼者にとって事実上の利益はないが、弁護士にとってぼろ儲けとなるクラスアクション（第10章）。

本書の豊富な事例は、法曹倫理の好個のガイダンスでもある。原題が”Moral Compass”となっている由縁でもある。著者のR・ズイトリン、C・ラングフォードの両弁護士（共にロースクールの法曹倫理の教授）は、人間としての品位や道徳そして公益の観点から、アメリカの弁護士に警鐘を打ち鳴らしている。私も両氏の意見に共感するものである。法曹倫理に関心のある方には是非本書を読んでもらいたい。特に法科大学院で法曹倫理

を学ぶ学生には「自分ならどうするか」という視点を持って読んでもらいたい。また、弁護士人口が急増している日本において、本書に登場する弁護士は、日本の弁護士にとっても、他山の石となるはずである。

最後に、本書では、刑事弁護人の守秘義務について語る時、必ず取り上げられるレイクプレザント事件に1章が割かれているが、その顛末は驚くべきものであった。どうか、手に取ってお読みいただきたい。

[元北海道大学法科大学院特任教授・弁護士 田中宏]